

# コロナ対応に関するQA

こども青少年局 保育・教育運営課 2022/7/26

	質問	回答
1	なぜ保育所等における濃厚接触者の特定をやめるのか。	オミクロン株BA.5系統への置き換わりが進み、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増する一方、重症者数が抑えられている状況を踏まえ、社会経済活動との両立を図るため、保健所と改めて濃厚接触者の特定について協議をした結果、保育所等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合、施設による濃厚接触者の特定を行わないこととします。
2-1	同一施設内で陽性者が多数出た場合にも、保育園や濃厚接触者の特定を行わないのか。	同一施設内での感染者数の多寡に係わらず、濃厚接触者の特定は行いません。ただし、園利用者の不安感に配慮し、必要に応じて、陽性者が確認されたクラス名や、感染規模（感染者数）については、個人が特定されないようご配慮いただいた上で、周知していただいて構いません。
2-2	陽性者が発生したクラスの児童が登園している。当該児童は登園停止とすべきではないのか。	園利用者は、この情報を基に、自主的に登園自粛をするか判断します。
3	陽性者が出たクラスに在籍しており登園していたが、その後陽性者が続出した。わが子に体調の変化はないが、濃厚接触者にはならないのか。	同一クラス内での感染者数の多寡に係わらず、濃厚接触者の特定は行いません。引き続き、おさまの健康観察を行っていたき、体調の異変や症状が現れた場合は、登園を控え、かかりつけ医等に相談してください。
4	7月26日の通知により濃厚接触者の特定が不要となるので施設からの陽性者報告は不要となるのか	濃厚接触者の特定は行いませんが、引き続き区こども家庭支援課に陽性者の報告を行ってください。報告内容は陽性者数（園児・職員）です。発症日、最終登園日は不要です。
5	職員が濃厚接触者に該当した場合、検査等を受けて陰性ならば出勤可能か。	陽性者と接触してから、2日目、3日目に抗原定性検査キットにより検査をし、共に陰性ならば3日目から出勤可能です。そのほか、緊急的な対応として、下記の要件等を満たす場合には、保育に従事できます。 (1) 外部からの応援職員等の確保が困難な施設であること (2) 他の職員による代替が困難な職員であること。 (3) 新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、濃厚接触者と認定された者であること。 (4) 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い、陰性が確認されていること。 (5) 濃厚接触者である当該職員の業務を、施設長、園長等の管理者が了解していること。
6	濃厚接触者に特定された保育士が、2日目、3日目に抗原定性検査で陽性が判明した場合はどうなるのか。	陽性者が判明した場合と同様の対応をしてください。
7	従来であれば濃厚接触者に該当していた子どもも登園が可能になり、感染拡大の可能性がより高まる。園職員の安全性はどのように担保されるか。	発熱等の症状がある子どもについては、当然登園を控えていただくよう横浜市から通知しています。一方、症状がある園職員については、速やかに自身の感染状況を確認できるよう、横浜市から抗原定性検査キットの配付を予定しています（配付時期等詳細は決定次第通知します）。なお、本市から配付する抗原定性検査キットは園職員が使用するものであり、園児用ではありません。
8	毎日抗原定性キットで陰性が確認できれば勤務可能か	Q A5と同様 勤務可能です（令和4年3月31日こ保2094号通知）

9	休園した場合、休園施設再開補助の対象になるのか。	令和4年6月6日からの休園の取扱い変更に伴い、休園施設再開補助金の運用は停止します。
10	濃厚接触者となった園児の保護者から、「待機期間が終わる日」を教えてください。 ※施設では特定しないが、待機期間を確認したいと質問があった場合	待機期間は、陽性者との最終接触日の翌日から5日間となります。ただし、7日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただくようお願いいたします。 【参考】 令和4年7月22日付 厚生労働省事務連絡「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」
11	感染者が複数名出た場合は、休園してもよいか。	感染者が複数発生し、職員が出動できないなど、安全な保育体制の確保が困難な場合は、区と協議の上、保護者に登園自粛を求められます。登園自粛を行った上でもなお、保育士等が確保できない場合、休園とする場合があります。
12-1	参考情報として、市や区の確認を経ずに、園独自に濃厚接触者に準ずる人の特定及び保護者周知を行ってもよいか。	厚生労働省から自治体への事務連絡を基に、横浜市の保健所及び保育園の所管であることも青少年局で協議を行った結果、保育所における濃厚接触者の特定は行わないこととしました。ご家庭ごとの登園自粛の判断には、陽性者が発生したクラス及び感染規模を周知することで行っていただき、園独自で濃厚接触者（及びこれに準ずるもの）をお知らせすることは行わないでください。また、保育士不足以外の休園及び登園自粛要請はできません。
12-2	濃厚接触者の特定をしないことでクラスターが発生したらどうするのか。園で独自に登園自粛要請を行ってはいけないのか。	
13	保護者周知文は区に見てもらわなければならないのか？	大きな変更がなければ、特に区の確認は不要です。
14	濃厚接触者に該当した児童（兄）のきょうだい児（弟）がいるが、利用料の日割り対象になるのか。	濃厚接触者である児童（兄）のきょうだい児（弟）は、本市として登園停止を要請しないため、利用料の日割りは対象外となります。 ※きょうだい児（弟）自身が濃厚接触者になった場合は日割りの対象です。
15	利用料日割りの報告はどのようにするのか。（市内園のみ）	対象児童がいた場合、報告様式4で報告をお願いします。報告様式4は令和4年4月頃、区子ども家庭支援課から送付しています。 ※報告様式4がない場合は区役所にお問合せください。 ※保護者の方が行う手続きはありません。 【提出用電子申請フォームURL】 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyouryo/20220322165038752.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyouryo/20220322165038752.html</a>
16	7月23日から濃厚接触者の待機期間が7日間から5日間となったが、すでに特定した園児・職員の待機期間や利用料の日割りの考え方はどうなるのか。	すでに特定した方についても、7日間から5日間の短縮の対象とします。なお、利用料の日割りについては、すでに7日間で通知している場合は短縮せず、6日目7日目にお休みした場合は日割り返還対象としてください。
17	従来、濃厚接触者に特定された子どもは、当園を控えると保育料の日割り返還を市が行っていた。濃厚接触者の特定を行わないまでも、自主的に登園自粛をした保護者へ日割り返還をしないのか。	オミクロン株については、感染速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されるなど、その特徴が徐々に明らかになってきており、感染者数が増加傾向にあっても、社会経済活動との両立を図るため、現時点で国は行動制限を設けない方針です。保育料の日割り返還により、登園を抑制する考え方は、この国の方針に反するため、登園を控えた場合の保育料日割り返還を行う予定はありません。

18	保育料日割り対象になるのは、どういった場合か。	<p>日割り対象となるのは、以下のとおりです。</p> <p>①陽性者 ②濃厚接触者（家庭内に陽性者がいる場合） ③保育士不足による登園自粛要請等に応じた場合</p> <p>児童が医療機関、又は保健所から新型コロナウイルス感染症にかかる検査の受検を指示されたのち、結果が出るまでの期間は、日割り対象となります。</p> <p>※上記以外で受ける検査「（病院には行っていないが）ご自身の判断で市中の無料検査所を利用するため休んだ」などは日割りの対象となりません。</p>
19	効果的な換気とは	<p>○2方向（廊下側と窓側を対角に）の窓を開け、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（1時間に2回程度、数分間程度、窓を全開にする）行うようにします。窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置すると効果的です。</p> <p>○窓のない部屋 … 常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなど十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮します。</p> <p>○体育館のような広く天井の高い部屋 … 換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。</p> <p>○エアコンを使用している部屋 … 換気機能のないエアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、そうしたエアコンを使用する時においても換気は必要です。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&amp;Aについて（第十五報）（厚生労働省 令和4年5月25日）</li> <li>・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」（文部科学省 令和4年4月1日 Ver.8）</li> </ul>
20	園児の家族が陽性で、医療機関を受診したら、園児がみなし陽性となった。その後、園児が抗原検査キットで陰性となった。陽性と判断するのか、陰性と判断するのか。	陽性です。医師の判断を優先します。
21	陽性となったクラスに在籍しており、感染を避けるために別の一時保育施設での保育を希望したい。	陽性者及び濃厚接触者（家庭内に陽性者がいる場合等）を除いて、通常どおり登園していただけるため、他の施設のご利用はできません。